

## 定期報告書の提出をよろしくお願ひします

### 【提出書類】

以下の書類に2月1日時点の情報をご記入ください。

- ① 基本情報(住所、農場所在地、連絡先、飼養頭数など)
- ② 飼養衛生管理チェック表(変更点があれば修正)
- ③ 添付書類(畜舎見取り図、消毒設備、埋却候補地など)

前回の報告と変更がある場合のみ提出

※変更がなければ提出不要です

【報告期限】 令和8年4月15日

【報告方法】 家畜保健衛生所へ郵送・FAX・持込

最寄りの市町村・JAの畜産窓口へ提出

### 【去年との変更点】

- ・ 飼養衛生管理基準(チェック表)が変わりました。  
統合された項目があります。  
順番が変更になった項目があります。  
新しく追加になった項目があります。…『9分割管理』
- ・ 所在地の異なる農場が複数ある場合、所在地毎に書類を分け、別農場となります。  
※別農場と分かるように、農場名を適宜変更してください。  
例)〇〇北部農場、〇〇第1農場など
- ・ 電子申請が可能となりました(紙での報告も受け付けています)

御不明な点は、管轄家保にお問い合わせください。

岩手県中央家畜保健衛生所  
岩手県県南家畜保健衛生所  
岩手県県北家畜保健衛生所

Tel:019-688-4111  
Tel:0197-23-3531  
Tel:0195-49-3006

## 韓国で口蹄疫が発生 ～症状と侵入防止対策を再確認しましょう～

2026年1月、韓国で9か月ぶりに口蹄疫の発生が確認されました。中国などアジア諸国でも継続的に発生しており、国内への侵入リスクは高い状況にあります。

本病の特徴を再確認し、侵入防止対策の徹底及び早期摘発に向けた監視強化をお願いします。

### 1 口蹄疫とは

牛や豚等の偶蹄類に感染するウイルス性の伝染病です。伝播力が極めて強く、感染動物との接触のほか、ウイルスに汚染された車両、器具、人等を介して感染が急速に拡大します。

発生時、日本では、家畜伝染病予防法に基づき、**患畜等の殺処分**や**周辺農場の移動制限**等の厳格な防疫措置が実施されます。

### 2 本病の症状

発熱（39℃以上）や食欲不振に始まり、**泡沫状の流涎**が見られるほか、**口腔内（舌・歯茎）や蹄部、乳頭に水疱やびらん**が形成されます。これらの症状に伴い、歩行や起立を嫌がり、跛行が認められることもあります。（写真：2010年宮崎県事例 農林水産省HPより）



泡沫状の流涎（牛）



舌のびらん（牛）



蹄冠部のびらん（豚）

このような症状を発見したら、直ちに**家畜保健衛生所へ通報**してください。

### 3 侵入防止のための防疫対策

口蹄疫の侵入を防ぐためには、日常的な衛生管理を徹底することが重要です。特に、農場に出入りする車両や人、器具等を介した病原体の持込みに注意が必要です。

全ての薬剤が口蹄疫ウイルスに対して有効というわけではありません。**ヨウ素系、塩素系、アルデヒド系が有効**である一方、**逆性石鹼やアルコールは効果がありません**。

また、消毒薬は糞便や土等の有機物が付着していると、効果が大幅に低下します。このため、長靴等は水洗いにより「汚れ」を十分に除去した上で、踏込消毒槽を使用してください。

このほか、発生地域への不要不急の渡航は控えるようお願いします。